

令和3年2月定例会 議案に対する質疑通告（発言順位）

議案第2号 組織機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1. 13番 太田 佳晴 議員

第2条 牧之原市消防委員会条例（平成17年牧之原市条例第21号）の一部を改正することについて

- 1 防災課を危機管理課に改める理由について、自然災害以外の事態が起こる時代になってきたことから、危機管理意識の中で庁内を統括するためとの説明が市長からあったが、分掌事務についての変更は考えているのか。
- 2 提案説明では課の名称変更について、「更なる市民サービスの向上」を挙げていたが、課内の危機管理係、原子力防災係、消防係には変更はないとのことなので、市民からは馴染みのある従来の防災課の方が業務の内容がわかりやすいと考える。このことは、市民サービスの低下にも繋がりがねないと危惧するがどうか。
- 3 課の名称は変更せずに、部長職である防災監を危機管理監と改め、危機管理意識を統括することとすればどうか。

議案第14号 牧之原市介護保険条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石 和央 議員

- 1 第8期の保険料基準額（5,700円）は据え置きとのことである。介護給付費準備基金積立金の取り崩しにおいて、第8期において100円引き下げること検討されている。しかし第9期を見据えて保険料上昇の抑制に充てることを考慮して据え置きしたとの説明である。このことについて基金の余剰額を次々計画期間に備えて積み立てておくことは妥当であるのか。

議案第 15 号	牧之原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 16 号	牧之原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 17 号	牧之原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 18 号	牧之原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1. 5番 平口 朋彦 議員

- 1 ハラスメント対策の強化として、各議案には「性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより（略）就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない」との条文がある。「言動」は発せられたタイミングやイントネーション、その場の雰囲気、個々人同士の関係性等、曖昧さを含んでいるケースも多く、個別具体的に判断するのが非常に難しいものであると推測される。市は条例を制定し措置を講じることを義務付ける立場から、今回の明確化に関し、ある程度定型的な方針案や作例を示す等の指導的な役割を果たすのか。

- 2 高齢者虐待の防止の推進に向け、それぞれ「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の定期開催や周知徹底を講じるとされている。これらは例えば各条例内にある「安全・サービス提供管理委員会」や「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」等と同日及び同参画者のもと開催し、事業遂行における負荷軽減を図ることも可能であるのか。また市内各事業所等が持つ「身体的拘束等適正化のための指針」について、その策定当初から時を経て、より良化したものへと改正された例はあるか。

- 3 今回の改正案の中には「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」という追記が数か所見受けられるが、こういった装置等を利用した場合において、その録画ないしは録音をもって議事録の代替とすることができるのか。

2. 14番 大石 和央 議員

- 1 条例改正にあたり地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援等のサービス提供事業者や現場の声を予め意見聴取したのか。

- 2 条例改正における経過措置期間があるといえども、介護従事者が不足する中で、例えば、感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスを提供できるように業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施は容易なことではないと思われる。実効性あるものにするためには具体的にどのようにするつもりなのか。

議案第 19 号 牧之原市文化会館等建設基金条例を廃止する条例の制定について

1. 5 番 平口 朋彦 議員

- 1 基金残高を全額支出することに伴い、当該基金条例を廃止することであるが、当該基金の令和元年度末現在高 15,283 千円に令和 2 年度積立額（廃止に伴う清算額）2 千円を合わせた 15,285 千円は図書交流館設置に充てられるものと認識している。当該基金条例第 1 条には「文化会館、図書館、集会ホールその他の文化施設の建設のため」とあり、平成 28 年 3 月 10 日の一般質問で「図書館建設に向けた基金設置の是非」を問うた際の答弁では、「（寄附金などが）他の施設用に流用されてしまうのではないかと懸念につきましては、帳簿上の仕訳を明確にしておくことで、他の施設との区分けを行うことができる」と述べられていた。言及されたように基金の残高に関して帳簿上の仕訳がされていたのか。
- 2 今後、また文化会館や図書館、集会ホール、その他の文化施設等の建設が必要になった場合には、再び類似の基金を設置するのか。より広範で包括的な「その他特定目的基金」の設置を検討する余地はあるか。